

分譲マンション引越しナビ(分譲マンションから退去される方)

	種類	届け人	期間	届け先	手続きに必要なもの	その他注意
お引越し 10 日前	郵便物の転送	本人	いつでも(日祝祭日をのぞく)	現住所の管轄郵便局	・郵便局所定による転居届	・向う1年間は転送される。
	引越しの連絡	本人	なるべく早く	管理人又は理事長	・各管理組合により異なりますので、管理人又は理事長へ確認しましょう。	・引越しの日時と転居先を管理人又は理事長へ連絡しましょう。
	電話の移動届 	本人	いつでも(日祝祭日をのぞく)	NTT「116」番へお電話		・引越し先に空き線が無い場合移転積滞電話の取り扱いとなり移転できるまでは保留。(基本料不要) ・「大家同意書」の用紙が必要な場合、郵送でもよい。
お引越し 6 日前	住民移動届 住民転居届 	原則として本人	転出予定日までに届ける。(引越しする前)	現住所の区役所が出張所	・主張所にある所定届出用紙 ・届け人の印鑑 ・国民健康保険証(加入している人のみ)ただし、移転先が同市区町の場合は除く。	・市外への転出証明書の手続き料は無料
	印鑑登録 	原則として本人代理人の場合は委任状が必要	なるべく早く	現住所の区役所が出張所	・実印を持参 ・所定届出用紙「印鑑廃止届書」	・引越し後、新住所で新規に登録しますが、前の印鑑証明書があれば、新規登録に保証人がいない場合がありますから、用意しましょう。
	国民年金の住所変更 	本人	なるべく早く	現住所の区役所が出張所	・国民年金手帳 ・印鑑 ・転出証明書	・国が原簿を保管しているので、住所は変わっても手帳は変わらない。新住所で手帳の住所変更をする。
	国民健康保険(資格喪失手続)  福祉関係 乳児医療・児童手当 老人医療・敬老年金	本人 本人か親	なるべく早く なるべく早く	現住所の区役所が出張所 現住所の区役所が出張所	・国民健康保険証 ・印鑑・転出証明書 ・印鑑 ・転出証明書	・手続きをしても転出日までは資格があります。 ・新住所で新たに資格取得の手続きをするが、転出日にさかのぼって取得手続きができます。 ・新住所で資格取得の手続きをする。
お引越し 5 日前	転校届  HAJIME MASHITE	本人か親	いつでも(日祝祭日をのぞく)	転入学先の学校長	・現在通学中の学校長の成績証明書・在学証明書 ・転入先の市区町村の住民票(住民登録をすると発行される。) ・転入先の教育委員会の承諾書	・高校の場合は、直ぐ転校できない場合もあるので担任教師と相談しましょう。
	(犬)その他のペット類 	飼い主	なるべく早く	現住所の区役所が出張所	・印鑑 ・廃犬届(住所変更) ・旧鑑札(新住所で渡す) ・予防注射済書	・再登録をすると新しい鑑札受け取れる。
	運転免許証の住所変更 	本人	なるべく早く、但し、更新の1ヶ月前なら、更新時でよい。	所轄の警察	・住民票(同一管内) ・写真(他県より転入) ・免許証	
お引越し 3 日前	水道料金の精算	本人	転居先が決まったらその前日まで	現住所の所轄水道局営業所又は、管理組合	・電話で連絡する ・管理人さんへ連絡する。	
	ガスの精算 	本人	転居先が決まったらその前日まで	東京ガス営業所 検針書に記入されている。	・電話で連絡する	・ガスの閉栓はガス会社立会いが必要となる場合があります。新居のガスの開栓はガス会社立会いが必要なので、ガス会社への連絡が必要。
	電気の精算 	本人	転居先が決まったらその前日まで	東京ガス営業所 検針書に記入されている。	・電話で連絡する	
お引越後	住所転入届 	原則として本人	転入後14日以内	新住所の区役所が出張所	・出張所にある所定届出用紙 ・届け人の印鑑 ・国民年金手帳 ・国民健康保険証 ・転出証明書 ・母子健康手帳(就学前のお子さんのいる方)	・転入届を規定どおり14日以内に提出しないと、たとえ転出証明書があっても手続きはできなくなります。身分は住所不定となりますから特に注意すること。 ・転出証明書は紛失しても再発行されません。
	自動車の登録変更 	本人 代理人のときは委任状	転入後15日以内	新住所の区役所が出張所	・車庫証明 ・車検検査証 ・新住民票 ・実印 ・車	

その他・様々な手続きチェックリスト

引越業者への見積り依頼
ダンボール等荷造り用品準備
新居あいさつ状作成
現在のお住まい、新居のお掃除や修理等の手配
ご近所へのあいさつ

住所変更手続

銀行口座
NHK・BS/CSテレビ
新聞
灯油

幼稚園・保育園・塾・サークル等
母子手帳
クレジットカード
インターネットプロバイダー